

徳島県風しん抗体検査実施要領

1 目的

この事業は、医療機関において風しん抗体検査を無料で受けられる体制を整備し、風しんワクチンの効果的な接種により、県民に先天性風しん症候群の予防と風しんの感染拡大防止を促すことを目的とする。

2 実施主体

徳島県(以下「県」という。)

3 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 風しん抗体検査（H I 検査）（以下「検査」という。）

なお、ガチョウ血球の供給不足等、やむを得ない理由でH I 検査が行えないと事前に県が認めた場合については、E I A検査も可能とする。

(2) 検査結果の取りまとめ

5 検査の対象者

県内に居住する次のいずれかに該当する者

①妊娠を希望する又は妊娠する可能性の高い女性（妊婦は除く。）。
②昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

①風しん（検査で証明）にかかったことがある。

②過去（平成26年4月以降）に風しん抗体検査を受けたことがあり、かつその記録がある。

③過去に風しんの予防接種を受けたことがあり、かつその記録がある。

6 事業実施体制

県は「徳島県風しん抗体検査実施業務委託契約書」により、事業に必要な委託契約を一般社団法人徳島県医師会（以下「県医師会」という。）と締結する。

県医師会は、検査について事業に協力する県内の医療機関（以下「協力医療機関」という。）と、県による承認を得た上で再委託の契約を行えることとする。

協力医療機関になることを希望する者は、県医師会に対して再委託の契約を締結したい旨を申し出る。県医師会は別紙様式第1号「再委託承認申請書」により県に再委託の承認を願い出る。

県は、再委託に係る申請事項を審査し、適当と判断した場合に別紙様式第2号「再委託承認書」により、再委託を承認する。

7 検査の実施

(1) 協力医療機関の要件

協力医療機関は、県が定める検査を適切に実施でき、かつ検査結果において「抗体価が低い」とされた者に対し、風しん予防対策の必要性について適切な説明が行えることを要件とする。

(2) 検査の準備について

協力医療機関は、対象者であることを確認するために、住所や年齢、抗体検査の受検歴等を証明する書類（運転免許証、健康保険被保険者証、住民票、抗体検査結果、診断書など）の提示を求め、別紙様式第3号「風しん抗体検査問診票」により、問診と風しんの予防啓発を行った後、採血を行う。

(3) 検査結果の通知について

ア 検査結果の基準

検査結果は「HI検査において抗体価が16倍以下の者」又は「EIA検査において抗体価が8.0未満の者」を「抗体価が低い」者とみなす。

イ 結果の通知と受検者への対応

協力医療機関は、別紙様式第4号「風しん抗体検査の結果について」により、検査結果を受検者に通知する。通知の方法は来所か郵送のいずれかで、受検者の希望に基づき行うものとする。

協力医療機関は、検査の結果「抗体価が低い」と判断された者については、風しんの予防対策の必要性について、適切な資料を配布するなどして十分な説明を行う。

(4) 検査結果の取りまとめについて

協力医療機関は、検査の結果を、別紙様式第5号「風しん抗体検査受検者リスト」に記入し、受検月の翌月の10日までに、県医師会に報告する。

県医師会は、提出された別紙様式第5号を取りまとめ、受検月の翌月の15日までに県に提出する。

県は、提出された別紙様式第5号のうち「抗体価が低い」と判定された者を取りまとめ、別紙様式第6号「風しん抗体検査低抗体価者リスト」により、受検日の翌月中に住所地の市町村宛て情報提供するものとする。

8 業務完了報告及び請求

(1) 検査について

県医師会は、検査を実施した年度の四半期終了ごとに、速やかに別紙様式第7号の1「委託業務完了報告書（風しん抗体検査）」を県に提出する。

県による検査により適当と認められる場合には、県医師会は、別紙様式第8号の1「請求書（風しん抗体検査）」により委託料を請求し、県はこれを遅滞なく支払う。

なお、県医師会は、別紙様式第9号「委任状」により委託料の受領を協力医療機関に委任できることとする。

(2) 検査結果の取りまとめについて

県医師会は、実施期間終了後、速やかに別紙様式第7号の2「委託業務完了報告書(検査結果の取りまとめ)」を県に提出する。

県による検査により適当と認められる場合には、県医師会は、別紙様式第8号の2「請求書(検査結果の取りまとめ)」により委託料を請求し、県はこれを遅滞なく支払う。

9 関係書類の保存

受検者の関係資料は、協力医療機関及び県において、5年間保存する。

10 個人情報及びプライバシーの保護

検査業務の実施に当たり、個人情報及びプライバシーの保護については最大限の配慮をする。

11 その他

この要領に定めのない事項については、県、県医師会及び協力医療機関が協議し、別に定める。

附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。